

# 電子出版コードについて

- 2012年1月25日 策定
- 2012年5月16日 改訂

一般社団法人日本出版インフラセンター(JPO)  
電子出版コード管理研究委員会

# 電子出版コードの位置付け

---

- 商用コードである。

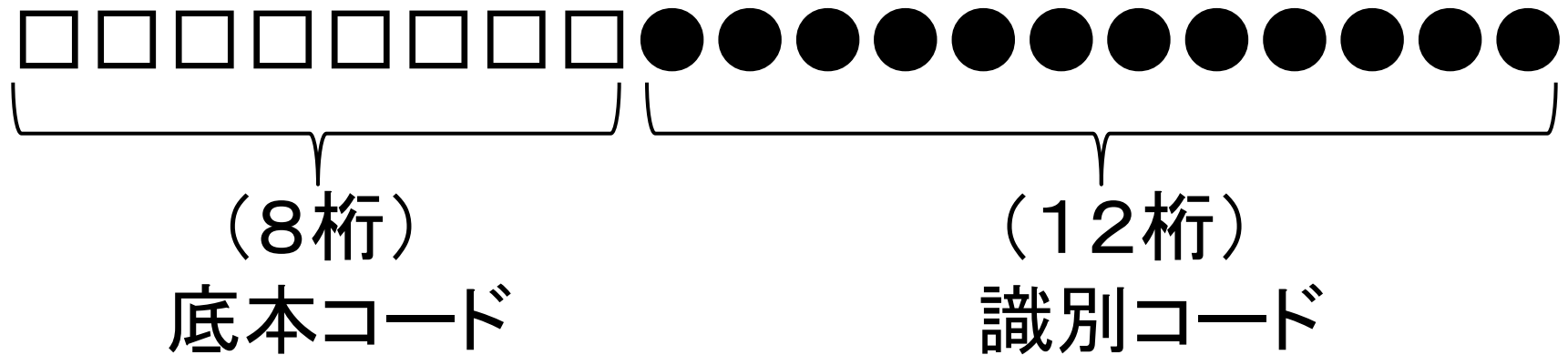
電子出版コードは、商取引、流通管理に主として使用される商用を目的としたコード体系である。  
ISBNコードとは異なる。
- 対象  
デジタル化されたコンテンツ商品
- 略称  
電子出版コード、eコード

# 今回のルール適用対象

---

- 書籍
- 経済産業省「コンテンツ緊急電子化事業」に使用する。
- 開始日  
2012年2月1日

# コード体系①



↓  
出版者(社)記号＋タイトル特定記号

- ※ ・コードには数字とアルファベット  
(大文字・小文字)が使用できる。  
(出版者(社)の判断に委ねる。)
- ・チェックデジットについては、その有無およびアルゴリズムも  
含め、各出版者(社)の判断に委ねる。  
(2012年5月16日 電子出版コード管理研究委員会)

## コード体系②

---

### ● 底本がある書籍の場合

- ISBNコードのうち、頭4桁と最後のチェックデジットを除く8桁を底本コードとする。
- 識別コードは出版社の自由裁量と責任によって、重複することのないよう管理。

## コード体系③

---

- ISBNコードが付与されていない書籍の場合
  - 底本がある場合に準じる。
  - 底本コード部分には数字のみ使用を推奨。
  - タイトル特定記号を未使用のコードで標記。将来、印刷出版物を刊行する際はこのコードを使用する。